熊本県立青少年の家における防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立青少年の家(天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家、以下「青少年の家」という。)に設置する防犯カメラ(以下「カメラ」という。)の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、別紙配置図のとおり、青少年の家の次の場所に設置する。

① 天草青年の家(10台)

本館棟2台、宿泊棟A3台、宿泊棟B3台、浴室棟1台、和室宿泊棟1台

- ② 菊池少年自然の家(10台) 管理棟2台、雨天遊戯室1台、宿泊棟A3台、宿泊棟B2台、東リーダー 室1台、西リーダー室1台
- ③ 豊野少年自然の家(7台)管理棟3台、宿泊棟3台、体育館1台
- ④ あしきた青少年の家(13台)本館棟2台、洋室宿泊棟5台、和室宿泊棟5台、駐車場1台
- (2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、青少年の家の所長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、(以下「画像」という。)管理責任者が施錠できる設備内に 保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、県社会教育課長の承認を得て、別の媒体に写し、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

- イ 閲覧をすることができる者は、所長、副所長、総務課主任、業務課主任に限 るものとする。
- ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録する こととし、その記録簿を保存しておくものとする。

エ 閲覧をした場合は、すみやかに県社会教育課に報告するものとする。

(4)消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、 県社会教育課の承認を得て、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、県社会教育課長の承認を得たうえで、管理責任者が別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。